

令和6年度呉市立明立小学校

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、呉市立明立小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。また、社会的な資質・態度を育成するための義務教育9年間の見通しを持った指導について、教職員、保護者、地域が共通認識、実践を図るためのものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校は、徒歩で行うことを原則とし、その際は交通マナーを守り、決められた通学路を通る。

- (1) できるだけ7時40分から8時までに登校できるようにする。
- (2) 登下校は、寄り道をせずに行う。事情があり、どこかに寄らなくてはならない場合は、保護者が担任に連絡帳等で連絡する。
- (3) 欠席および遅刻の場合は、8:00までに保護者が欠席・遅刻の理由を連絡帳や電話等で学校に連絡する。欠席(理由の明確な病欠や事故欠を除く)の場合は、家庭訪問を行う。
- (4) 早退の場合、事前に分かっている場合は保護者が早退の理由と時刻を学校に連絡する。下校方法は保護者が学校に迎えに来ることを原則とする。
- (5) 登校したら、原則校外に出ない。
- (6) 8時15分までに自分の席に着けるように登校する。この時刻以降に登校した時は、まず職員室に行き、登校したことを告げる。

(身だしなみ)

第3条 学校の生活に妨げにならないよう、安全に過ごせて、清潔で、活動しやすい身だしなみをする。

- (1) 頭髪については次の通りとする。
染色・脱色・パーマ等、特殊な髪型はしない。
前髪は目にかからない程度にする。髪が肩にかかる時には、編むか結ぶ。結ぶときは黒・紺の一角で

飾りのないゴムで結ぶ。結ぶ場所は頭の上でなく、横か、すそ近くで結ぶ。リボン等飾りを目的としたものは付けない。極力、ピン等の金属系の物は安全面上身につけない。ピンを使用するときは、黒系のもののみとする。また、体育時などでは、怪我が起きないように外し、赤白帽子の中に髪を入れるようにする。

(2) 服装は、次の通りとする。

- ① 華美でなく、動きやすい服装をする。(ひも等の装飾が物に引っかかったりする危険なことに繋がるような服装は極力さける。)
- ② 校内では、左胸に名札をつける。
- ③ ネックレスや指輪、ミサンガ、レッグウォーマー等、学校生活に不必要なものは身に付けない。
- ④ 靴は運動靴を原則とする。ハイカットのシューズやかかとの高いものは履いてこない。雨天時の長ぐつは、その限りではない。
- ⑤ 体育時、首元や袖から下に着ている服が出てはいけない。また、半ズボンの下にタイツやスパッツ、膝にかかるようなロングソックス等は履かない。
- ⑥ 手袋やネックウォーマー、カチューシャなどは、校内では着用せず、ランドセルの中に入れておく。

(持ち物)

第4条 学校へは学習に必要なもの以外持ってこない。また学用品に関しては以下に示したものを原則とする。不要物の持ち込みがあった場合、教職員が、一時預かり、機会を捉え、保護者に返却する。改善が見られない場合は、特別な指導を行う。

(1) 学用品については次の通りとする。

- ① それぞれの学年で示された「学習用具のきまり」を持ち物の原則とし、それ以外の学用品を持ち込まない。
- ② 消しゴム、鉛筆は飾りのないシンプルなデザインの物を使用する。シャープペンシルは使わない。

(2) 携帯電話を学校に持ち込まない。学校から配付されたタブレット端末については別に規約を定

める。

- (3) 児童間で物をあげたりもらったり、貸したり借りはしない。
- (4) 必要により金銭を持ち込む場合は、必ず袋に入れてくる。
- (5) 通学はランドセルを背負って登校することを原則とする。ランドセルは、飾りなどを付けない。

(校内の生活)

第5条 校内の生活については次のことを指導していく。改善が見られない場合は、特別な指導を行う。

(1) あいさつ等については次の通りとする。

- ① 教職員、地域の方、友達に朝は、「おはようございます」、下校時は「さようなら」と立ち止まって目を見てあいさつをする。相手の名前が分かるときは、名前を呼んであいさつをする。
- ② 校内で教職員、来客とすれ違った際は、「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」と上記のようなあいさつを行う。
- ③ シューズや靴を下足箱に収める際は、かかとをそろえて置く。
- ④ シューズを脱いで教室や図書室などに入る際は、かかとを揃えて並べて置く。
- ⑤ 職員室に用があるときは、ドアをノックして開け、入口の所で自分の学年・名前・用件を伝える。

(2) 授業については次の通りとする。

- ① チャイムが鳴る前に必ず着席し、次の授業の準備をしておく。
- ② 授業時のあいさつを大切にし、ていねいな言葉で話す。
- ③ 発言をしたいときは、黙って挙手する。その際は、腕が耳に付くようにし、ひじを伸ばす。
- ④ 指名されたときは、「はいっ」と返事をしてから発言する。
- ⑤ 私語をしたり、立ち歩いたり、必要以上の物音を立てるなど授業妨害をしない。
- ⑥ 授業中、教室などから出たり、授業をする教室などへ移動しなかったりするなど、授業エスケープはしない。

- ⑦ 予め、体育科の授業で見学することが分かっているときには、保護者に連絡帳や電話等でその理由を連絡してもらう。

(3) 休憩時間等については次の通りとする。

- ① 廊下やコンクリートの上、スロープは、右側を静かに歩く。
- ② 校舎東階段の階段は原則使用しない。
- ③ 自分の教室以外に勝手に入らない。入る際は、必ずあいさつをする。
- ④ 休憩時間に外で遊ぶ際は、サッカーをしたり野球をしたりしない。
- ⑤ 脱いだ上着は、ランドセル、ロッカーの中にしまう。

(4) 保健室の利用については次の通りとする。

- ① 体調のすぐれない場合、保健室を利用することができる。その際は、担任に利用の許可を願い出ること。緊急の際は、利用後に養護教諭が担任に児童の「氏名」「理由」「時間」について連絡する。
- ② 体調の回復が望めない時は、養護教諭が担任にその旨を伝え、担任が校長または教頭の許可を得た後、早退の手続きをとる。
- ③ 目的なく保健室には入室しない。

(5) 給食指導については次の通りを行う。

- ① 衛生面に注意して給食当番などをする。(手洗いを完全に実施する。)
- ② 当番は給食エプロンとマスクを着用する。
- ③ 給食室前で給食を取るとき、返すときは「お願いします」「ありがとうございました」とあいさつをする。
- ④ 12:20ごろまでには、配膳が終わるようにする。

(6) 掃除については次の通り行う。

- ① 時間いっぱい掃除をする。
- ② 無言掃除を行う。
- ③ 掃除終了後、振り返りを行う。その際は一列に並び整然と行う。

(7) その他

- ① 学校内の設備を破損した場合や発見した場合は、すぐに教職員に届け出る。破損について

は原則、実費弁償とする。場合によっては関係機関と連携する。

② 校庭では放課後や休日であっても飲食しない。

③ 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事がある場合は、職員室で許可をもらう。無断で学校の敷地内に入り、指導しても校外に移動しない場合は、関係機関と連絡する。休日であってもこの規程通りとする。

第3章 校外の生活に関すること

この章の内容は、学校・家庭・関係機関と連絡を取り指導する。

(校外の生活)

第6条 校外での生活について次のことを指導する。改善が見られない場合は、特別な指導を行う。

- (1) 外出の際は、行き先、帰宅時刻を家族に伝える。
- (2) 保護者の許可なく児童だけでの外泊はしない。
- (3) 帰宅時刻は3月から10月は17時、11月から2月は16時30分とする。
- (4) 児童だけで校区外に出ない。
- (5) 道路や駐車場、川等危険な場所や畑では遊ばない。許可無く住居やその敷地、空き家、廃屋に入らない。
- (6) 火遊びやエアガン、パチンコなど危険な遊びをしない。
- (7) 公共の場での過ごし方を考えて遊ぶ。
 - ① 公園で出たごみは持ち帰る。
 - ② 大声を出すなどの近所の人迷惑になるような遊び方をしない。
- (8) 自転車の使用については次の通りとする。
 - ① 3年生以上は保護者の許可を得て乗る。
 - ② 1・2年生は、広い場所で保護者の指導のもとで練習する。
 - ③ 自転車に乗る際は、ヘルメットをかぶって乗る。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき児童が学校内外で問題行動を起こした場合には、今後よりよい学校生活を送られるようにするために特別な指導を行う。

第7条 問題行動に対し、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては発達段階や常習性を配慮する。

指導段階は次の通りとする。

第1段階→本人への説諭、反省文の作成および保護者への連絡（別室で担任・生徒指導主事が行う。）

第2段階→第1段階の指導に加え、保護者に来校してもらい、面談（別室で校長・担任・学年主任・生徒指導主事が行う。場合により、保護者の引き取りや警察等、関係機関との連携、家庭訪問を行う。）

(1) 学校の規則等に違反する次の行為があった場合、第1段階の指導を行う。

- ① 第2章、第3章のきまりを繰り返し違反した場合
- ② 命に関わる危険な行為をした場合
- ③ 授業妨害等、授業の態度に問題がある場合
- ④ 人の尊厳を傷つける言動を行った場合
- ⑤ いじめに関係している場合
- ⑥ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合

(2) 学校の規則等に違反する次の行為があった場合、第2段階の指導を行う。

- ① 第1段階の指導で改善ができない場合
- ② 危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合
- ③ 携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷した場合
- ④ いじめに加わった場合
- ⑤ 登校後の無断早退
- ⑥ 暴力・威圧行為（対教師・児童間・器物破損）
- ⑦ 飲酒・喫煙及び準備行為（所持購入）
- ⑧ 指導に従わない場合（指導無視、暴言）
- ⑨ 家出及び深夜徘徊

- ⑩ 無断欠席
- ⑪ 金品等強要
- ⑫ その他，法令・法規に違反する行為
- ⑬ その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導を実施するに当たって)

第8条 特別な指導を実施するに当たっては，次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいを明確にし，生徒・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導に至る事実確認については，複数の教員で同時に別の部屋で行う。その際は，事実のみを聞き，児童の憶測や思い込みが入らないように留意する。また，聞き取った内容に矛盾がある場合は，再度事実確認を行う。
- (3) 指導の内容，指導教員の名前，指導時間，児童の思い等については記録に残し，その後の指導に生かす。
- (4) 特別な指導を行う場所は，校長室または教育相談室とする。期間は，5日までとする。

(規程の周知)

第9条 児童を対象とする全校朝会や保護者を対象とする入学説明会，PTA 総会，懇談会などで直接説明を行ったり，ホームページで公開したりする。

令和5年4月1日 改定